

名 称		向河原町地区計画		
位 置		郡山市向河原町の一部		
面 積		約 4.8 ha		
地区計画の目標		<p>当地区は、JR郡山駅より北東約0.5km に位置し、これまで工場用地などに活用されてきたが、現在は社会経済情勢の変化に伴い大規模な未利用地となっている。</p> <p>このため、本地区計画により、市民生活に必要な保健・医療施設等を誘導するとともに、都市機能の増進に資する都市施設等の整備を行い、当地区の円滑な土地利用の転換を推進し、郡山駅東西地域の均衡ある発展を目指すものである。</p>		
区域の整備、開発及び保全の方針	公共施設等の整備の方針	<p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内及び周辺の自動車交通を円滑に処理するとともに、自転車、歩行者の安全を確保するための道路を整備する。</li> </ul> <p>【公園緑地】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の施設利用者や地域住民に親しまれる、ゆとりと潤いのある公園を整備する。</li> </ul>		
	建築物等の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の用途の制限により、保健・医療・福祉・教育施設等の立地を誘導する。</li> <li>・建築物等の外観は、けばけばしい色彩の使用を避ける。</li> <li>・適切な規模の駐車場及び駐輪場を整備する。</li> </ul>		
再開発等促進区	位 置	郡山市向河原町の一部		
	面 積	約 4.8 ha		
	土地利用に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健・医療施設を中心に福祉・教育・地域交流施設等の立地を誘導し、土地利用の転換を図る。</li> <li>・潤いある地区を形成するため、地区内の緑化を図る。</li> </ul>		
	主要な公共施設の配置及び規模	道路	幹線道路1号	幅員14m 延長約250m
		道路	都市計画道路 大町横塚線	幅員25～30m 延長約170m
	公園	1号公園	面積約0.2ha	
地区施設の配置及び規模	道路	区画道路1号	幅員9m 延長約300m	

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる保健・医療・教育・地域交流施設の建築物以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 病院、診療所</li> <li>2 学校</li> <li>3 保育所</li> <li>4 図書館</li> <li>5 集会場</li> <li>6 医療、福祉に係る業務の用に供する事務所</li> <li>7 医薬品の販売を主たる目的とする店舗</li> </ol>
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の屋根、外壁若しくはこれに代わる柱の面その他屋外から望見される部分及び屋外広告物等の工作物は、良好な景観の形成に配慮する。</li> <li>2 建築物又は工作物の外観に、けばけばしい色彩を避ける。</li> <li>3 まち並みの連続性を分断するような、違和感や圧迫感のある形態、意匠としない。</li> <li>4 敷地内に複数の建築物の建築や工作物を設置する場合には、施設間の調和に配慮する。</li> <li>5 建築設備機器等の附属物で、建築物の屋上及び屋外に設置する場合は、建築物本体と調和したデザインとする。</li> <li>6 屋外広告物については、上記各項の事項のほか、次に掲げる各号の事項を遵守する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 布、ビニール等の幕状のものやテント幕等の広告物は設置しない。</li> <li>(2) 周囲の景観を損なうものは設置しない。</li> <li>(3) 蛍光、発光、反射塗料又は反射を伴う材料を使用しているものは設置しない。</li> <li>(4) 建植広告板及び建植広告塔は地上高さ13メートル以下とする。</li> </ol> </li> </ol>
		垣又はさくの構造の制限	<p>敷地境界線に、垣又はさくを設置する場合は、生垣等の植栽とし、周囲の景観に配慮するとともに、開放感のある空間の形成を図るものとする。</p> <p>ただし、やむを得ず金属フェンスを使用する場合は、見通しのある構造のものを使用する。</p>
備考			

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」